

# 一般社団法人測位航法学会会則

## 第一章 総則

(名称)

第1条 本学会は、測位航法学会(Institute of Positioning, Navigation and Timing of Japan)と称する。

(所在地)

第2条 東京都江東区大島7-12-22-901

## 第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 本学会の目的は以下の通りである。

1. 測位、航法、調時及びそれに関連する研究の振興
2. 内外の学会及び諸団体との連絡
3. 測位、航法、調時技術に携わる人材の育成

(事業)

第4条 本会の事業は下記の通りである。

1. 研究報告会の開催 毎年1回全国大会を開催する。その他必要に応じて臨時の研究報告会／シンポジウム／セミナー等を開催する
2. 機関紙／ニューズレターの発行（年4回予定、必要に応じて臨時号）
3. 意見の発表 時宜により本会の名を以ってこれを行う
4. インターネット上で論文集を公開する（会員のみ閲覧可）
5. その他本会の目的を達するために適当であると認められる事業

## 第三章 会員

(会員)

第5条 本学会は測位、航法、調時及びこれに関連する事項の研究者をもって組織する。

測位、航法、調時の研究に関係ある団体または官庁、及び本会の目的に賛同し本会の事業を援助する法人等も会員になることができる。

第6条 本会に入会しようとするものは理事会の承認を得なければならない。

第7条 会員は会費として毎年4月（5月以降に入会しようとするものは入会時）までに下記の金額を納めなければならない。

1. 個人会員 5000円
2. 賛助会員 3万円
3. 法人会員 5万円
4. 特別法人会員 30万円
5. 学生会員 1000円

第8条 会員は測位航法学会の機関紙／ニューズレターおよび論文集閲覧ID／パスワードの配布を受けることができる。

第9条 退会しようとする会員は書面によりその旨を理事会に申し出なければならない。

第 10 条 会員であって会費を継続して 3 年以上滞納した場合は原則として会員の資格を失うものとする。また本会の対面を毀損する行為がある時は理事会の決議により除名されることがある。

## 第四章 役員

(機関)

第 11 条 本会には次の役員と委員をおく。

会長 1 名

副会長 若干名

理事 15 名

監事 2 名

論文編集委員会誌編集委員

その他各事業開催に関わる実行委員

(会長の職務)

第 12 条 会長は理事の互選によって選出され、本会を代表し、理事会を主宰する。副会長は理事の互選によって選出され、会長を補佐し、会長に事故あるときには、その職務を代行する。

(理事の職務)

第 13 条 理事は会員中より選出し、総会の承認を得なければならない。選出方法は別途定めるものとする。理事は会務を分担する。

(監事の職務)

第 14 条 監事は会員中より理事会の推薦を受けて選出し、総会の承認を得なければならない。監事は会計を監査し、その結果を総会において報告しなければならない。

(役員任期)

第 15 条 各役員任期は 2 年とする。但し重任を妨げない。

## 第五章 会議

(総会)

第 16 条 本学会は毎年 1 回社員総会を開く。理事会が必要と認めたとき、または会員の 3 分の 1 以上の請求があったときには臨時総会を開くことができる。

第 17 条 理事会は総会の議事、会場及び時期を定めて予めこれを会員に通知し総会において会務及び会計の報告をする。

第 18 条 総会の議長はその都度会員中より選出する。

## 第六章 その他

### (規則の改廃)

第 19 条 本規則の変更及び本会の解散は理事の過半数または会員の 10 分の 1 以上の提案により総会において出席会員の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

### (会計)

第 20 条 本会の会計年度は毎年 3 月 1 日に始まり翌年 2 月末日に終わる。

